

「甲府市多文化共生推進計画（2021）」（案）の概要及び比較表

第1章 計画の策定にあたって（案）

- 1 計画策定の趣旨** 急速なグローバルの進展する中、外国人の増加、多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性、包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、本市の「すべての人に住みよいまちづくり」を理念に、多様性を認め合い、協働してつくる多文化共生社会の実現に向け「甲府市多文化共生推進計画（2021）」を策定しました。
- 2 計画の位置づけ** 本計画は、「地域における多文化共生推進プラン」及び「やまなし外国人活躍ビジョン」を踏まえ、市政の基本方針である甲府市総合計画を上位計画として、策定するものです。
- 3 計画の期間** 令和3年度(2021) から令和7年度(2025)（5年間）

第2章 甲府市の現状（案）

- 1 在留外国人の割合**
 - 令和2年度3月末現在の総人口は187,171人で在留外国人は5,539人、在留外国人割合は2.96%となっています。
 - 平成28年3月末の在留外国人人口は4,934人で、令和2年度3月末現在の在留外国人人口と比較すると605人の増加となっています。
- 2 国籍別人口**
 - 在留外国人数を国籍別にみますと、中国、韓国、ベトナム、フィリピンの順で多く、この上位3カ国で人口の約63%を占めています。
 - 近年の傾向として韓国、ブラジル国籍の人口が減少傾向にある一方、ベトナム国籍の人口が増加しています。
- 3 在留資格別人口**
 - 在留外国人数を在留資格別にみますと永住者、留学、技能の順で多く全体の63%を占めています。
 - 人文知識・国際業務の総数は少ないものの、平成28年3月末の184人と令和2年3月末の270人を比較すると約47%増と増加率は高まっています。
 - 技能は、平成28年3月末と比較すると約2.08倍に増加し、仕事の需要が高まっている傾向にあります。
- 4 年齢区分別人口**
 - 在留外国人の年齢区分別人口は、平成28年3月末以降、年少人口は減少傾向にあります。
 - 生産年齢人口は、令和2年3月末と平成28年3月末と比べ、534人と増加しており、老年人口は年々増加しています。
 - 在留外国人住民の生産年齢人口の増加とともに、少子高齢化が進行してきています。
- 5 町別人口**
 - 在留外国人が最も多く居住しているのは、永住者が多い大里町で265人となっています。
 - 2番に多いのは、下河原町の225人となっています。
 - 在留外国人数の割合が最も高いのは、留学生が多い酒折2丁目の112人で全体の23.6%を占めています。

基本理念「すべての人に住みよいまちづくり」

第3章 計画の基本的な考え方（案）

- 1【基本理念】** 「すべての人に住みよいまちづくり」が、この計画の基本理念です。
- 2【基本目標】** 基本理念の「すべての人に住みよいまちづくり」の実現に向け、4つの基本目標を設定し、各施策の方向性を定めます。
 - 基本目標1 「安全で安心して暮らせるまちづくり」**
国籍に関らず、すべての市民が平等に必要な行政サービスの情報を享受し、誰もが安全、安心に暮らせる環境づくりを進めることによって、地域の構成員としての責任を果たすことができるような社会の実現を目指します。
 - 基本目標2 「連携・協働による多文化共生の地域づくり」**
地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働を図り、すべての市民が国籍や文化・習慣の違いを問わず互いの多様性を認め合いながら、共に生活し、協働による多文化共生の地域づくりを目指します。
 - 基本目標3 「地域社会のグローバル化の推進」**
友好姉妹都市などとの国際交流活動を推進し、外国人の異文化に対する理解を深めながら、互いに尊重し、認め合うため、市民間の文化交流等の促進を図るとともに、ユニバーサルなまちなかの環境整備を推進し、国際感覚豊かな市民を育むまちづくりを目指します。
 - 基本目標4 「地域活性化と持続可能な社会の実現」**
人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、外国人と連携・協働を図り、外国人住民の知見やノウハウを活用することで、地域の活性化を通じて、持続可能な社会の実現を目指します。

第4章 基本目標と施策（案）

推進計画（2021）基本施策	現行の具体的な施策（本市）	改訂による具体的な施策（国）
1 医療・保健・福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険等の案内 介護保険等の案内 母子健康手帳の交付、健康診断や予防接種の随診票の交付 ●医療機関における多言語対応 ●医療機関における多言語化 ●サービス利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関における多言語対応 ●医療機関における文書等の多言語化 ●外国語対応可能な病院、薬局に関する情報提供 ●サービス利用の促進 （子ども・子育てサービスの提供） ●サービス提供時の多言語による支援 （子ども・子育てサービスの提供）
2 災害・感染症時の支援整備	<ul style="list-style-type: none"> ●防災情報の提供 ●生活安全情報の提供 ●多言語支援のための応援体制の整備 ●自主防災組織等への外国人住民の参画促進 ●外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備 ●感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人に関する防災対策の推進 ●多言語支援のための応援体制の整備 ●外国人住民の所在把握 ●自主防災組織等への外国人住民の参画促進 ●外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用 ●外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備 ●避難所における外国人被災者の感染症対策 ●感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応 ●感染症対策における外国人の人権への配慮
3 情報の多言語化と相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ●生活関連情報の提供 ●ホームページによる行政情報の提供 ●相談窓口の設置 ●税・料の納付相談等 ●NPO等との連携による多言語情報の提供 ●外国人住民に対する公営住宅の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ●多言語、やさしい日本語、多様なメディアによる行政、生活情報の提供 ●外国人住民の生活相談のための窓口の設置 ●NPO等との連携による多言語情報の提供 ●地域の外国人住民を相談員とする取組 ●生活オリエンテーションの実施 ●日本社会に関する情報の提供 ●外国人住民に対する公営住宅の供給 ●外国人住民に対する居住支援の推進

外国人住民の生活支援の推進

基本目標3
国際交流とグローバル化の推進

推進計画（2021）基本施策	現行の具体的な施策（本市）	改訂による具体的な施策（国）
1 姉妹都市間の国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹・友好都市等との交流事業の推進 ●海外姉妹校児童・生徒との交流の推進 ●食の異文化交流会 ●学生レポーター(留学生)による情報の提供 ●2020東京オリンピック・パラリンピック事前合宿推進事業 ●国際交流員の活用 ●留学生と高校生との交流会 	
2 地域社会のグローバル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設・生活関連施設の多言語化促進 ●多言語での外国人向け観光情報の発信 ●無料公衆無線LAN環境の整備促進 	

基本目標4
地域活性化と持続可能な社会の実現

推進計画（2021）基本施策	現行の具体的な施策（本市）	改訂による具体的な施策（国）
1 地域活性化の推進のための連携と協働		<ul style="list-style-type: none"> ●優れた取組を行う事例や外国住民の人材発掘・情報収集 ●グローバル化に対応した地域活性化の推進
2 外国人住民の社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会への理解、加入案内 ●ゴミの出し方の案内 ●地域拠点の整備 ●キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援 ●外国人住民の意見が地域の施策に反映させる仕組みの導入 ●外国人住民の地域社会への参画促進
3 人材活用と労働環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成研修・講座の支援 ●多文化共生のための人材活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会に貢献する外国人住民の表彰

第5章 計画の推進に向けて（案）

- 1 地方公共団体と各主体との連携・協働による推進体制**
国際交流センター、商工会議所などの関係機関や町内会や自治会など市民・地域コミュニティ、NPO等などの支援団体との連携・協力を強化するとともに、多文化共生の施策を組織的かつ円滑に進めるため、庁内に甲府市多文化共生庁内連絡会議及びワーキンググループを設置し、情報の一元化により、専門的な事項についての調査・研究や計画に基づき、更なる事業の充実を図ります。また、多文化共生推進委員会において、本計画実施に関する評価・検証を行うことで、着実な計画の実施を推進します。
- 2 計画の進捗管理**
進捗管理にあたっては、施策を効果的に実施するため、多文化共生推進委員会及び庁内連絡会議において、毎年、PDCAサイクル[Plan(計画)→Do(実行)→Check(検証)→Action(改善)]に基づき、施策の評価・検証を行うとともに、計画の実効性を高めます。また、5年後には、社会情勢や、取り組みの進捗状況、効果などを検証し、計画全体の見直しを行い、継続的な取り組みを進めていきます。

～改訂による課題と主な施策～

- 1 コミュニケーション支援**
○行政・生活情報の多言語化（ICT）、相談体制の整備 ○日本語教育の推進 ○生活オリエンテーションの実施
 - 2 生活支援**
○教育機会の確保、○適正な労働環境の確保、○災害時の支援体制の整備、○医療・保健サービスの提供、○子ども・子育て及び
 - 3 意識啓発と社会参画支援**
○多文化共生の意識啓発・醸成、○外国人住民の社会参画支援
 - 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応**
○外国住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応。
- ※多文化共生施策の推進体制の整備
・地方公共団体の体制整備、・地域における各主体との連携・協働

外国人住民の生活支援の推進

推進計画（2021）基本施策	現行の具体的な施策（本市）	改訂による具体的な施策（国）
1 多文化共生に向けた意識啓発・醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●市政に対する意見等の促進 ●防災・防犯活動への参加促進、意識啓発 ●多文化共生関連の講座研修 ●就業支援 ●就業環境の整備促進 ●地域住民等に対する多文化共生の意識啓発 ●多文化共生の場づくり ●多文化共生をテーマにした交流イベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民等に対する多文化共生の意識啓発 ●不当な差別的言動の解消 ●多文化共生の場づくり ●多文化共生をテーマにした交流イベントの開催 ●就業支援 ●就業環境の整備促進 ●就業支援
2 日本語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●個別教育相談の実施 ●学校からの情報提供 ●多文化共生国際理解教育の推進 ●日本語指導の充実 ●「日本語・日本文化講座」等開催情報の提供 ●図書館・公民館での日本語学習関連教材の充実 ●日本語の学習支援 ●進路指導・キャリア教育 ●全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育機会の確保 ●就学に関する多言語による情報提供、就学案内 ●就学校、受入れ学年等の決定 ●日本語の学習支援 ●地域ぐるみの取組の促進 ●不就学の子供への対応 ●進路指導・キャリア教育 ●全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進 ●外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的扱い ●幼児教育制度の周知・多文化対応 ●学齢を経過した外国人への配慮 ●日本語教育の推進 ●日本語教育の推進に係る体制整備
3 留学生の地域における就職促進	<ul style="list-style-type: none"> ●留学生等に向けた合同企業説明会の開催 ●留学生の地域における就職促進 ●留学生に対する生活支援活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●留学生の地域における就職促進 ●留学生に対する生活支援活動